

移動等円滑化取組計画書

2019年12月2日

住 所 大阪府大阪市住吉区
清水丘3-14-72

事業者名 阪堺電気軌道株式会社
代表者名 取締役社長 細井 康史
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等に関する事項
老朽化した車両をバリアフリー化された車両に順次更新し、2028年度までに計7編成導入する予定。(既に低床式車両3編成導入済)

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両の更新	バリアフリー化対応した新型車両を1編成導入する(2019年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	無人駅において、事前に乗降補助の連絡が有れば、近隣の主要な駅などから係員が対応する仕組みを導入している。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの事前連絡先を、ウェブサイトや駅で広告することにより、取り組みの周知を図っている。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	新たに乗降補助サービスの担当となった社員は、交通事業者向け・バリアフリー教育訓練プログラム (BEST) を受講する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

該当事項なし

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	該当事項なし	

V その他計画に関連する事項

公共交通利用環境の革新等事業に基づき実施
